

令和8年
1月号

濱田会計事務所通信

令和8年1月5日発行 Vol.101

新年明けましておめでとうございます

旧年中は格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、前年は20年以上変わった『103万円の壁』がついに動きました。令和8年の税制改正でもさらに動く予定です。

但し、大変複雑になっていますので、現時点での所謂『年収の壁』を今月は下記に整理してみました。

今年も事務所通信、YouTube（しばらく休んでいますが…）などを通じて様々な情報提供を行って参ります。

本年も何卒よろしくお願い申し上げます。

初 春



令和8年

〇〇万円の壁とは！？

前年からよく話題となっている『〇〇万円の壁』ですが、実際には住民税・所得税・扶養・社会保険など、いくつもの異なる『壁』が存在します。

また、年齢、配偶者なのか一般の扶養親族なのか、国民健康保険か会社員が加入する健康保険かといった立場の違いによっても、その影響は大きく異なります。

さらに、住民税や国民健康保険については、自治体によって基準が異なる場合もあります。

『壁』といつても超えた瞬間に負担が一気に増える壁、ほとんど影響のない壁があり、全てを同じように気にする必要はありません。

メディアなどでは、多くの『〇〇万円の壁』が取り上げられていますが、実務上、本当に注意しなければならない壁は限られていますのでポイントだけ注意して下さい。

なお、ここでいう「年収」とは給与収入のみを指し、年金収入や事業収入など、その他の収入は一切ないものとして説明します。

110万円の壁（扶養親族がない場合に住民税の非課税から外れるライン）

多くの自治体では、所得が一定額以下の場合、住民税を課さない「非課税」とする制度があります。

この非課税ラインを超えると、住民税が課税され始めます。

（扶養親族がいる場合など、一定の場合は壁の金額は増加します。）

具体的には、

均等割：年額 5,000 円程度

所得割：年収から 98 万円を差し引いた金額の約 10%

が課税されます（各種控除がない場合）。

また、住民税が非課税であることを要件とする低所得者向けの各種優遇措置もあるため、このラインを超えることで、それらの制度の対象外となる場合があります。

なお、16歳未満の扶養親族は、扶養控除として直接的な税額計算には影響はありませんが、ここでいう住民税の非課税の対象となるかの判定には影響を与える重要な要素となりますので、申告時は正しく申告するようにして下さい。



123万円の壁（所得税・住民税の扶養から外れるライン）

この壁の影響を受けるのは、配偶者や特定扶養親族※以外の方で、誰かの扶養控除の対象となって働いている方です。

年収がこのラインを1円でも超えると、扶養している方は扶養控除を受けられなくなり、その結果扶養者側の所得税・住民税の負担が増加します。

増加する税額は扶養者の所得水準によりますが、年間でおおむね5万円～10万円程度となるケースが一般的です。

※特定扶養親族：扶養親族のうち、その年の12月31日時点で19歳以上23歳未満の方をいいます。

130万円の壁（社会保険の扶養から外れるライン）

130万円の壁は、税金ではなく社会保険に関する壁です。

一般的な会社員が加入している健康保険では、被扶養者（配偶者や家族）の年収が130万円以上になると、原則として社会保険の扶養から外れることになります。

社会保険の扶養から外れると、基本的には個人で国民健康保険に加入する必要があります。

また、厚生年金保険に加入している人の配偶者は、この年収の範囲内であれば国民年金の第3号被保険者として国民年金保険料の負担をしなくてもいいのですが、社会保険の扶養から外れると自分で国民年金保険料の負担をしなくてはならなくなります。

106万円の壁（特定の事業所で働く方が自分で社会保険に加入するライン）

現在は、厚生年金の被保険者数が51人以上（直近12ヶ月のうち6ヶ月以上）であれば、企業は「特定適用事業所」となり、短時間労働者も社会保険加入条件の対象になります。

この特定適用事業所で働く方は、年収106万円以上であれば基本的にその会社で社会保険加入対象者となり、扶養を外れて自分で社会保険の負担をする必要が生じます。

これらは令和8年1月時点の数字です。

今年の税制改正や制度の改正で変動することが見込まれていますので、どのように変わるのが、ニュースや国会を注目してご覧下さい。

**事務所からのお知らせ**

過去の事務所通信はホームページにも掲載していますので、興味のある方は是非ご覧下さい。

YouTube動画配信もしておりますので、右のQRコードより是非ご覧下さい。

【過去の動画】

- ・ 楽天証券新NISAで投資信託を追加購入しました
- ・ 金融機関に勧められて購入した投資信託を4年間所有した結果
- ・ SBI証券で新NISAの口座開設の申込をしよう
- ・ 楽天証券口座で新NISAの積立購入設定をしよう
- ・ 楽天証券で新NISAの口座開設の申込をしよう

 濱田会計事務所
HAMADA ACCOUNTANT OFFICE

濱田会計事務所
〒670-0053
兵庫県姫路市南車崎2丁目4-13
TEL: 079-229-9041
Fax: 079-229-9049
E-Mail: info@hamadakaikei.jp
URL: <http://hamadakaikei.jp>

YouTube
チャンネル



無料
メールマガジン
登録はこちら

